

賀地防第3070号の5

平成30年3月13日

株式会社エム・シー・エス
代表取締役 山本 文生 様

三重県知事 鈴木 英 敬



三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設の認定について（通知）

平成29年12月15日付けで申出のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 施設の所在地
伊賀市島ヶ原8801-8
- 2 産業廃棄物の種類
汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、木くず、動植物性残さ（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 3 産業廃棄物の処分の方法
発酵（堆肥化）
- 4 認定期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【事務担当】

三重県伊賀地域防災総合事務所

環境室環境課 異

TEL 0595-24-8078

FAX 0595-24-8010